

公 告

分任契約担当官
陸上自衛隊真駒内駐屯地
第 3 2 5 会計隊長 渡邊 敬明

以下のとおり一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知のうえ参加されたい。

1 入札事項

契約実施計画番号		調 達 要 求 番 号		物 品 番 号		仕 様 書 番 号				
6LWG1BK00830		63DE1AR0084 0001				40				
品名 または 件名										
仮設ユニットハウス一式賃貸借										
部品番号 または 規格										
仕様書のとおり										
使 用 器 材 名										
数 量	単位	銘 柄		使 用 期 限 等		グ ル ー プ		指定	検査	包装
1. 00	ST									
納地または工事場所				引 渡 場 所						
東千歳駐屯地 東体育館西側広場				1 1 旅司 第3部						
搬 入 場 所				納 期 ま た は 工 期						
木村曹長 2 2 3 2				令和8年9月16日（水）～令和8年9月24日（木）						

2 競争参加資格

次のいずれかであること
全省庁統一資格の「役務の提供等」に係る等級がA、B、C、D等級であること
ただし、細部は注意事項による。

3 契約条項を示す場所

仕様書、標準契約書及び入札心得等については、真駒内駐屯地第 3 2 5 会計隊契約班に掲示する。

4 説明会及び入札執行の日時場所

説明会日時場所：
入札日時場所：令和8年8月21日（金）9時30分 真駒内駐屯地 第325会計隊 入札室

5 保証金

入札保証金：免除 契約保証金：免除

6 落札決定方式及び契約方式

落札決定方式：総品目総額 契約方式：一般競争

7 注意事項

- (1) 競争に参加する者に必要な資格に関する事項
- ア 予算決算及び会計令第 7 0 条の規定に該当しない者であること。なお未成年、被保佐人又は被補助人であって契約締結のために必要な同意を得ているものは、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
 - イ 予算決算及び会計令第 7 1 条の規定に該当しない者であること。
 - ウ 全省庁統一資格登録手続きを完了した者のうち、北海道地域の資格を有する者であって、「役務の提供等」の登録格付「A、B、C、D」等級の者
 - エ 別紙「装備品等及び役務の調達に係わる指名停止等」に該当しないものであること。
 - オ 契約担当官等から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
 - カ 「入札及び契約心得」を厳守しているもの。
- (2) 適用条項
- 本入札に関して、「駐屯地用標準契約書」の賃貸借契約条項、特約条項として談合等の不正行為に関する特約条項及び暴力団排除に関する特約条項を付する。
- (3) 入札の場所及び日時
- ア 場所：陸上自衛隊真駒内駐屯地 第 3 2 5 会計隊 入札室（0 9 時 1 5 分から入室可能）
 - イ 日時：令和 8 年 8 月 2 1 日（金）0 9 時 3 0 分～
- (4) 保証金等に関する事項
- ア 入札保証金は免除（但し、落札者が「入札及び契約心得」に従って契約の締結手続きをしない場合には、落札者が契約締結に応じないものとみなし、落札金額の 1 0 0 分の 5 に相当する金額を違約金として徴収する。）
 - イ 契約保証金は免除（但し、契約者が契約を履行しない場合は、契約金額の 1 0 0 分の 1 0 以上の金額を違約金として徴収する。）
- (5) 入札の無効

- ア 第1項で示した競争に参加する者に必要な資格のない者のした入札
 - イ 入札開始時刻に遅れたものによる入札
 - ウ 入札に関する条項に違反した入札
 - エ 入札金額、入札者の氏名が判別し難い入札
 - オ 電報・電話・FAXによる入札
 - カ 暴力団排除に関する誓約を実施していない者の入札及び誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合
- (6) 郵便入札による提出要領
- ア 入札書は、「(入札の件名) 入札書在中」と明記し小封筒の中に入れて封印をする。
 - イ 上記(1)の入札書が入った小封筒と資格審査結果通知書(写)を郵便用封筒に入れて、令和8年8月20日(木)の17時00分までに真駒内駐屯地第325会計隊契約班に必着するよう送付するとともに、郵送した旨を第10項の問い合わせ先に通知すること。
 - ウ 郵便入札に万全を期すのであれば入札心得等を確認し、配達証明の郵便を活用する等、発送者の責任において到着の確認をするものとする。
- (7) 落札決定方式
- ア 総額が予定価格の範囲内の最低入札者を落札者とする。ただし、落札者となるべき最低入札者が2人以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定する。この際、当該入札者のうち、くじを引かない者がいるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせて決定する。
 - イ 落札決定に当たって、入札書に記載された総額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする)をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、税込みで見積もった当該金額に関しては110分の100に相当する金額(当該金額に1円未満の端数があるときには、その端数金額を切り捨てるものとする)を入札書に記載すること。
- (8) 契約書の作成
- 契約金額(落札金額に消費税相当額(10%)を加算した額)が100万円以上250万円未満となった場合は請書を、250万円以上となった場合は契約書を作成する。
- (9) その他
- ア 契約の成立時期については、契約書等を作成した場合については、双方が記名押印したときとする。また、契約書等の作成を省略した場合については、入札日とする。
 - イ 入札に参加する者は、資格審査結果通知書(写)を提出すること。
 - ウ 入札に参加する者は次の文面を宣誓し、入札書に記載するものとする。
「当社(私(個人の場合)、当団体(団体の場合))は、上記の公告に対して「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」の契約条項を承諾のうえ入札致します。また、「入札及び契約心得」に定める暴力団排除に関する事項について誓約します。」
 - エ 代理人をもって入札に参加する場合は、委任状を提出すること。
 - オ 初度の入札で落札決定できない場合には、直ちに再度入札を実施する。
ただし、初度入札で郵便による入札参加者があった場合の再度の入札時期は別示する。
 - カ 入札書には必要事項(品名、数量、金額、納期、納地、入札者の住所氏名及び押印、宣誓に関する文面)を記載すること。
 - キ 本入札は、郵便入札を推奨する。
- (10) 入札に関する事項の問い合わせ先
- 〒005-8543
札幌市南区真駒内17番地 陸上自衛隊真駒内駐屯地 第325会計隊 契約班 (担当: 桑原)
TEL 011-581-3191 (内線3342) FAX 011-581-2569
- (11) 公告揭示場所及び期間
- ア 揭示場所: 真駒内駐屯地第325会計隊
北部方面会計隊ホームページ <http://www.mod.go.jp/gsdf/nae/fin/index.html>
 - イ 揭示期間: 令和8年8月6日~令和8年8月21日

装備品等及び役務の調達に係わる指名停止等

- 1 大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止措置等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- 2 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- 3 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。
- 4 第2号の「資本関係又は人的関係にある」場合とは、次に定める基準のいずれかに該当する場合をいう。
 - (1) 資本関係がある場合
次のア又はイに該当する二者の場合。ただし、アについては子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号及び会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は、イについて子会社の一方が会社更正法（昭和27年法律第172号）第2条第7項に規定する更正会社（以下「更正会社」という。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続（以下「再生手続」という。）が存続中の会社である場合を除く。
ア 親会社（会社法第2条4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合。
イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合。
 - (2) 人的関係がある場合
次のア又はイに該当する二者の場合。ただし、アについては、更正会社又は再生手続存続中の会社である場合は除く。
ア 一方の会社の役員（常勤又は非常勤の取締役、会計参与、監査役、執行役、理事、監事その他これらに準ずる者をいい、社外役員を除く。以下の号において同じ。）が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合。
イ 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更正法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合。
ウ (1)及び(2)に掲げる場合のほか、資本構成又は人的構成において関連性のある一方の会社による落札が他方の会社に係る指名停止等の措置の効果を事実上減殺するなど(1)又は(2)に掲げる場合と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合。

品 目 等 内 訳 書

契約実施計画番号		6LWG1BK00830																	
NO	調達要求番号		物品番号				単 位	数 量	単 価	金 額	銘 柄	納 地		指定					
			品 名				仕様書番号	使用期限等			引 渡 場 所		検 査						
			部品番号 または 規格								搬 入 場 所		包 装						
			使用器材名								納 期								
1	63DE1AR0084	0001					ST	1.00				東千歳駐屯地 東体育館西側広場							
	仮設ユニットハウス一式賃貸借										1 1 旅 司 第 3 部								
	仕様書のとおり										木村曹長 2 2 3 2								
								40			令和8年9月16日～令和8年9月24日								
			- 以 下 余 白 -																

入 札 書

金額¥

品 名	規 格	単位	数量	単 価	金 額
仮設ユニットハウス一式賃貸借	仕様書のとおり	ST	1		
	以下余白				
合 計					
納 地	陸上自衛隊真駒内駐屯地		納 期	8.9.16～8.9.24	
入札（契約）保証金	免 除		入札（見積）有効期間		

当社（私・当団体）は、上記の公告に対して「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」の契約条項を承諾のうえ入札致します。また、「入札及び契約心得」に定める暴力団排除に関する事項について誓約します。

令和 年 月 日

分任契約担当官
陸上自衛隊真駒内駐屯地
第325会計隊長 渡邊 敬明 殿

住 所
会 社 名
代表者名

仕 様 書

品 名	仮設ユニットハウス一式賃貸借	部 隊 名	真駒内自衛隊第11旅団司令部第3部
仕様書番号	11旅付第40号	担 当 者	木村曹長
作成年月日	令和8年8月3日		

1 適用範囲

この仕様書は、第11旅団司令部で調達する仮設ユニットハウス及び発電機賃貸借について適用する。

2 設置場所

東千歳駐屯地 東体育館西側広場

3 設置期間

令和8年9月16日（水）～令和8年9月24日（木）

設置完了日：9月15日（火）、撤収完了日：9月28日（月） ※細部調整による。

4 規格・仕様

(1) ユニットハウス

ア 12ユニット連結×1棟

イ 1ユニット外寸縦7,000mm以上×横2,300mm以上

ウ 発電機からプレハブまでは転がし配線とするが、その際F E Pにて幹線の保護をするものとする。

エ 内壁については華美な色でないものとし、細部については調整とする。

オ 1ユニットあたり照明3灯、電源コンセント4個口とする。

カ 出入り口・換気扇・窓

12ユニット連結 出入り口4か所・換気扇5か所・窓は9か所以上を基準とする。（細部調整）

キ 各窓にブラインドカーテンを設置するものとする。

ク 水平工事に要する資材は標準装備とする。

ケ プレハブの開設作業は、業者側が担任するものとし、クレーン吊り上げでの作業とする。

コ プレハブ設置前の整地を含むものとする。

サ 設置期間は2日以内、撤収期間は2日以内を基準とするも天候等により支障がある場合は要相談とする。

(2) 業務用エアコン

ア 出力：1台につき5馬力以上

イ 設置数量：4台

(3) 発電機

ア 出力：20KVA及び60KVA

イ 設置数量：20KVA×1台、60KVA×1台

ウ 分 電：電源の確保は、発電機から仮設分電盤を経由し必要数の幹線を引き込む。
（電圧100V及び200V）、室内照明・電源コンセント及びエアコンを使用可能にするものとする。
（細部調整）

エ 電源等の運搬・撤去については、業者負担とする。

オ 発電機からプレハブへの配電盤の配線接続については、業者負担とする。

カ 電源のオイルについては、業者負担とする。

キ 電源等使用中の不具合については、即時業者対応とし、その際にかかる諸経費はすべ

ク 細部の電源等搬入場所については、現地指示とする。

サ 細部については、官側との調整による。

5 現場管理

(1) プレハブ

- ア 引き渡し後、瑕疵が発見された場合は速やかに補修し、補修については無償とする。
- イ 雨漏り等による瑕疵が発見された場合も速やかに補修し、補修については無償とする。
- ウ 軽微な傷及び穴等についても保証範囲とする。
- エ 大きな破損の場合の保険も含む。

(2) 共通（プレハブ・発電機）

設置終了後、設置の不具合又設置器材に不都合が発生した場合には、速やかに役務請負

6 保証

設置終了後、設置の不具合又設置器材に不都合が発生した場合には、速やかに役務請負業者により修繕をするものとする。

7 検査

- (1) 本仕様書に基づき、検査官立会のうえ検査を実施し、引き渡すものとする。
- (2) 借上げ物品返納時、業者は検査官へ受領書を渡すものとする。

8 その他

仕様書の内容に相違ある場合や、明示がない場合又疑いを生じた場合には、すべて担当官と協議しなければならない。

担当者連絡先：（０１１）５８１－３１９１（内線２０３１）FAX：０１１－５８３－８６６６